

2025 年度文学部編入学選抜 英語

1. 下記の(1)～(4)の中からテーマを一つ選び、80～100語の英文を書きなさい。ただし、選んだテーマと語数も記入すること。(50点)

- (1) 異文化交流について
- (2) 大学で学ぶことについて
- (3) 協働学習について
- (4) 英語学習とその目的について

2. 次の英文を和訳しなさい。(50点)

この問題は著作権の都合により掲載できませんでした。

(Kobayashi, J. (English Language Revisions: Brian Bond) (2016). *Acquiring English as an International Language*. より一部抜粋)

2025 年度文学部社会福祉学科編入学選抜 小論文

問題

障害者差別解消法（正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）では、国の行政機関や地方公共団体、会社や店舗などの民間事業者は、「障害者への不当な差別的取扱い」が禁止されています。また、障害のある方や介助者等から、配慮を求める意思表示があつた場合は、負担になり過ぎない範囲で「合理的配慮の提供」を行わなければなりません。また令和 6 年 4 月 1 日から施行される改正障害者差別解消法では、これまで民間事業者は努力義務となっていた「合理的配慮の提供」が、国や地方自治体と同様に法的義務となりました。

「不当な差別的取扱い」とは、例として「障害がある」という理由だけでスポーツクラブに入れないこと、アパートを貸してもらえないこと、車いすだからといってお店に入れないことなどは、障害のない人と違う扱いを受けているので、「不当な差別的取扱い」であると考えられます。ただし、他に方法がない場合などは、「不当な差別的取扱い」にならないこともあります。

「合理的配慮をしないこと」とは、例を挙げれば、聴覚障害のある人に声だけで話す、視覚障害のある人に書類を渡すだけで読みあげない、知的障害のある人にわかりやすく説明しないことは、障害のない人にはきちんと情報を伝えているのに、障害のある人には情報を伝えないこととなります。

これらのことを参考に、「障害者の社会参加」と「多様性のある社会」について、①現状の問題 ②それらの解決について、あなたなりの意見を 1200-1600 字で論述してください。